

柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行細則

令和7年4月

柏原市

## 柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物(国、地方公共団体等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。)の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対して、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及び併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満であること)に該当するもの(いずれも混構造を含む)。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第4条第2項第3号の指針にもとづき行う診断。
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等
- (4) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。
  - ア 木造住宅の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。
    - i) 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者でありかつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
    - ii) 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成26年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習会を受講し、「受講修了証明書」の交付を受けた者。
    - iii) 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者。

ただし、診断方法として精密診断を行う場合は、同会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会「限界耐力計算(大阪府マニュアル)」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者とする。
    - iv) その他市長が認める技術者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(以下これらを「非木造」という。)の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会の受講修了者。

(5) 協力機関 一般財団法人大阪建築防災センター及び一般社団法人大阪府建築士事務所協会等で、補助金交付手続の一部代行及び耐震診断技術者のあっせんを適正に行うことができる」と市長が認めた団体

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱にもとづき補助金の交付を受けたものを除く。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に基準法第6条第1項の規定する確認を受けて建築されたものであること。

(2) 住宅（一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及び併用住宅のいずれかで、現に居住している、これから居住しようとしているものに限る。）又は法第14条第1項第1号及び第2号に規定する特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているものに限る。）

(3) 原則として補助対象建築物は棟単位とする。

2 申請者以外の建築物及び土地の所有者、占有者もしくは法定相続人（以下「利害関係者」という。）が存在する場合は、補助対象建築物の耐震診断を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていないなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とする。区分所有建築物にあつては、建築物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体とすることができる。

(補助内容)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 法第14条第1項第1号及び第2号に規定する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1の額とする。

ただし、1,000,000円を限度とする。

(2) 木造住宅以外の住宅については、1住戸当たり50,000円として算出した金額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。

(3) 木造住宅のうち、一戸建ての住宅及び併用住宅については、次のいずれか低い額とする。

ア. 耐震診断及び予備診断に要した費用

イ. 床面積に1,100円/m<sup>2</sup>を乗じた額

ウ. 限度額50,000円

(4) 木造住宅のうち、長屋住宅及び共同住宅については、次のいずれか低い額とする。

ア. 耐震診断及び予備診断に要した費用

イ. 床面積に1,100円/m<sup>2</sup>を乗じた額

ウ. 1住戸当たり50,000円として算出した金額

エ. 限度額500,000円

- 2 前項に掲げる補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項に掲げる床面積は、公的機関等が発行する書類に基づく床面積とする。ただし、長屋住宅や共同住宅において、店舗等住宅以外の用途として使用される部分については住戸数及び床面積に算定しない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を着手する前に、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて指定期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、交付決定通知書受領後、速やかに着手するものとし、着手したときは、直ちに柏原市既存民間建築物耐震診断着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。交付決定通知受領後、2ヶ月以内に着手されない場合は、市長に報告しなければならない。

(耐震診断の内容の変更)

第9条 補助決定者は、耐震診断の内容を変更しようとするときは、速やかに柏原市既存民間建築物耐震診断補助事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(耐震診断の中止)

第10条 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに柏原市既存民間建築物耐震診断中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断の報告)

第11条 補助決定者は、耐震診断終了後、柏原市既存民間建築物耐震診断報告書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による耐震診断報告は、耐震診断の完了した日から30日以内又は補助金の交付申請にかかる会計年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、柏原市既存民間建築物耐

震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額の確定通知を受けたときは、補助金の交付申請にかかる会計年度の3月末日までに請求書（様式第11-1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者が前項の補助金を請求するにあたり、その受領についての権限を、耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所又は建築業者等（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合は、前項に加え、補助金の代理受領に係る委任状（様式第11-2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定前に耐震診断に着手したとき。
- (5) 指定請求期日までに請求書が市長に提出されないとき。
- (6) 第10条に規定する中止届が市長に提出されたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第17条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第18条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつこれらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（委託）

第19条 市長は、第2条に定める協力機関に補助金交付手続の一部を委託することができる。  
(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

経過措置として、旧要綱により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年4月1日 制定。以下「要綱」という。）第20条の規定により補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 建築物が補助対象建築物に該当するかについて疑義が生じた場合、要綱第6条による補助金交付申請に先立ち、耐震診断に関する事前相談を別記様式1にて行うことができる。

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第6条に規定する市長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認通知書の写し
- (2) 当該建築物の登記事項証明書
- (3) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書
- (4) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書
- (5) 申請者以外に利害関係者がいる場合は、利害関係者に関する報告書（別記様式2）
- (6) 診断する者（耐震診断技術者）による耐震診断及び予備診断にかかる費用の見積書
- (7) 診断する者が要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者である旨の証明
- (8) 固定資産課税台帳（名寄帳）又は固定資産評価証明書等により所有者が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象建築物が特定既存耐震不適格建築物以外の場合においては、前項第1号に掲げる書類を必要としない。また、前項第8号の書類により建物所有者が明確に分かる場合は前項第2号に掲げる書類を必要としない。

(補助金交付申請の期日)

第4条 要綱第6条に規定する指定期日とは、原則として、補助金の交付申請にかかる会計年度の12月末日とする。（なお末日とは12月28日を指し、休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。）ただし、補助金の予算範囲を超える場合は、その時点を指定期日とする。

(耐震診断報告時の必要書類及び報告期日)

第5条 要綱第11条に規定する市長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

ただし、診断した者（耐震診断技術者）が属する組織と異なるものが発行した書類については無効とする。

- (1) 耐震診断結果を示す資料
- (2) 耐震診断及び予備診断に要した費用の請求書の写し（補助金の代理受領を行う場合にあっては、その金額の内訳がわかるもの）

(3) 耐震診断及び予備診断に要した費用の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第11条2項に規定する、会計年度の3月15日において休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日とする。

(申請取下げ時の必要書類)

第6条 補助金交付決定前において、補助金交付申請の取下げを行う場合は、別記様式3を市長に提出すること。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

経過措置として、旧細則により作成した用紙は、当面の間、所要の調整をした上、新細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。